㈢　指定入札機関は、㈠の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「⑶　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、㈠の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

３　落札者決定の通知

指定入札機関は、法第７条第７項の規定により落札者に落札者として決定した旨を通知する場合には、様式第１により行うものとする。

４　入札の結果の公表

指定入札機関は、入札の結果について、原則、当該入札の受付を終了した日の翌日から起算して２週間以内に、次に掲げる事項を指定入札機関のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

⑴　入札の結果

ア　入札参加資格の審査のために提出された事業計画数の合計

イ　入札件数の合計

ウ　入札された再生可能エネルギー発電設備の出力の合計

⑵　落札の結果

ア　落札者名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

イ　落札に係る供給価格の額

ウ　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力

第６　落札者の認定の申請

１　落札者における認定の申請の期限

落札者は、落札後速やかな認定の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して１ヶ月以内に認定の申請をしなければならないこととする。

２　落札者の認定の取得期限

落札に係る再生可能エネルギー発電事業については、入札の結果が公表された時において調達価格が決定するため、速やかな事業実施を促すべきである。したがって、認定に係る手続に要する期間を考慮し、落札者は、原則として、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して３ヶ月以内に認定を受けなければならないこととする。

３　落札に係る認定の失効

落札に係る認定事業者が「第７　落札者決定の取消し等」に規定する落札者決定の取消し事由に該当した場合、当該落札に係る認定は失効するものとする。

第７　落札者決定の取消し等

１　落札者決定の取消し事由

落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。

⑴　落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。

⑵　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。

⑶　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。

⑷　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。

⑸　落札者が第２次保証金の全額を第２次保証金の提供期限までに提供しなかったこと。

２　落札者決定の取消し通知

⑴　指定入札機関は、「１　落札者決定の取消し事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合は、当該落札に係る認定事業者に対し、様式第２によりその旨を通知するものとする。

⑵　指定入札機関は、⑴の通知に当たって、その落札者決定の取消しの理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

⑶　指定入札機関は、⑵の説明を求められたときは、原則として、落札者決定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「１　落札者決定の取消し事由」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、⑴の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

様式第１

平成　　年　　月　　日

殿

（指定入札機関）印

落札者決定通知書

平成　　年　　月　　日に実施した入札の結果、貴殿を落札者として決定したので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第７条第７項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

なお、入札実施指針において、落札者は第２次保証金を提供することとされており、提供期限までに提供されていることが確認できない場合には、落札者決定が取り消されますのでご留意ください。

記

１．入札ＩＤ

２．落札した再生可能エネルギー発電設備の出力

３．落札価格

４．提供すべき第２次保証金の総額
（このうち、落札者が追加的に納付すべき額）

５．第２次保証金の提供期限

様式第２

平成　　年　　月　　日

殿

（指定入札機関）印

落札者決定の取消しについて（通知）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第７条第７項の規定に基づき、平成　　年　　月　　日に通知した落札者決定について、入札実施指針に定める落札者決定の取消し事由に該当すると認められたため、この落札者決定を取り消し、同指針に基づき、その旨通知します。

記

１．取り消された入札ＩＤ

２．取り消した理由

なお、本通知を受けた者にあっては、落札者決定が取り消された理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成　　年　　月　　日までに（指定入札機関）へその旨を記載した書面を提出してください。